

# 林間小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校の児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に取り組まなくてはならない。いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、いじめの防止等の対策を行うものとする。

### ①いじめの禁止

本校児童はいじめを行ってはいけない。

### ②学校及び教職員の責務

基本理念に則り、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域住民・児童相談所・その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めていく。

## 2. いじめ防止に関する具体的な取り組み

### ①いじめの未然防止

#### ○道徳教育・人権教育等の推進

- ・「いじめは絶対にいけない」という意識の共有
- ・道徳の時間を核とした教育活動における規範意識身に付けさせ、自分の大切さ、他者を思いやる気持ちを育むことを学ぶ
- ・外部講師による人権講演会(1回/年)を計画し教職員の一人ひとりの指導力向上をめざす

#### ○一人一人の自尊感情や自己有用感を育む教育活動の推進

- ・多様な人と関わる児童会行事(なかよし交流会・児童朝会・児童会役員選挙等)を積極的に取り入れ、児童が主体的に活動するあいさつ運動、たて割り活動等の取り組みを進め、コミュニケーション能力の育成に努める

#### ○学校生活のきまり(あしもと運動)

- ・学習や生活のきまりの徹底

#### ○わかりやすい授業の推進

- ・年間を見通した授業計画
- ・一人ひとりが主体的に活躍できる授業
- ・グループ学習・体験学習を取り入れたコミュニケーション能力を育む授業
- ・読書活動や言語活動を充実させた授業

#### ○教職員対象の研修の推進

- ・いじめ問題の正しい理解のための研修
- ・児童理解・指導力向上・児童支援についての研修

## ②いじめの早期発見

### ○アンテナを高くした児童の行動観察や傾聴

- ・些細な行動の変化や兆候を見逃さない姿勢
- ・自主学习ノートや日記の活用

### ○校内における情報の共有化

- ・毎月1回の職員会議で情報交換会をし、情報の共有化を図る
- ・校内支援委員会の活用
- ・養護教諭による保健室での観察・見守り

### ○アンケート調査や個別の聞き取りの活用

- ・個別面談(5・11月)・教育相談日(月1回程度)
- ・生活ふり返りアンケートの実施(6・11月)
- ・いじめアンケート調査(市内統一 10月頃)

### ○保護者・地域・関係機関との連携

- ・家庭訪問・懇談会の場合や面談・電話による保護者との情報の共有
- ・地域行事等への参加や地域人材活用の教育活動の推進による信頼関係の構築と情報の共有
- ・関係機関(青少年相談室、家庭こども相談室、すくすく子育て課、幼・保育園、中学校等)との情報共有

## 3. いじめの早期対応、いじめ解決のための取り組み

### ○担任一人が抱え込まない、校内組織による迅速な対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、迅速かつ組織的に、児童たちに支援・指導をする
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、教員が複数人ですみやかに事実確認をする
- ・対応方針の確認と対応

### ○被害児童・保護者に寄り添った対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめの再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う

### ○加害児童・保護者への教育的配慮のもと、毅然とした指導

- ・いじめを行った児童に対して、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を送るための助言・支援を行う

### ○関係機関(青少年相談室・家庭こども相談室・警察署・保育園等)との連携

- ・いじめの内容によっては、関係機関と連携し対処する

### ○SNSを使用したいじめへの対応

- ・SNS等を使用したいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・保護者に対し情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う

## 4. 教育相談体制、組織の設置

いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を組織的・実効的に行う「校内支援委員会兼いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回程度開催する。構成員は、校長・教頭・総括教諭・学級担任・学年代表・児童支援中核教諭・養護教諭を中心とし、対応する事案によっては第三者を構成員に加える等柔軟な組織運営を図る

### ○活動内容

- ・いじめ防止の取り組み内容の見直し・年間計画の作成
- ・いじめに関する通報・相談への対応

- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援、並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援、並びにその保護者との連携

## 5. 重大事態への対処

○いじめを受けていた児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間欠席を余儀なくされている場合は大和市教育委員会の判断を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、迅速に着手する。

・構成員：(校長・教頭・学年代表・児童支援中核教諭)

○活動内容

・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明

・大和市教育委員会への調査結果報告

※本校では、現在「児童支援中核教諭」は、「教育相談コーディネーター」を兼務している。